

七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税の減免に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、七宗町税減免取扱規則（平成27年七宗町規則第2号）第4条第3号の規定に基づき、七宗町の区域内に新規進出する企業等が事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税を減免することにより、企業等の誘致を促進し安定した雇用の創出を図ることを目的とする。

(固定資産の減免)

第2条 この要綱により減免を受けることのできる者は、七宗町の区域内に平成28年1月2日から平成31年1月1日までに新規進出する企業等で、固定資産税の賦課期日に次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該事業の用に供する機械及び装置若しくは建物及びその敷地である土地（その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があった者に限る。）の取得価額の合計額が2千7百万円を超えるもの。
 - (2) 七宗町に住所を有する新規雇用者を、整備計画期間中に3人以上採用すること。
 - (3) 減免申請する日において法人及びその代表者において町税等の収納金に滞納がないこと。
- 2 前項に規定する減免の額は、当該事業に対して課する固定資産税額とする。
 - 3 第1項に規定する減免の期間は、最初に減免を受けることとなった年度以降3年とする。

(減免の申請)

第3条 前条の規定による減免を受けようとする者は、毎年1月31日までに、七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税減免申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 事業所全体の平面見取図（設備の取得価格判定の基礎となった設備及び減免対象となった資産を明示すること）
- (2) 当該事業所の年次別整備計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- (3) 第2条に規定する機械及び装置若しくは建物をその事業の用に供した日、取得価額、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする書類（法人にあっては、法人税法施行規則（昭和40年大蔵省令第12号）別表16「減価償却資産」の償却額に関する明細書の写し）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(減免の決定)

第4条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減免の適否を決定するものとする。

- 2 町長は前項の決定をしたときは、七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税減免

承認（不承認）決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（減免の取り消し）

第5条 町長は、前条の規定により減免の決定を受けた者がつぎの各号のいずれかに該当すると認められるときは当該決定を取り消すものとする。

- (1) 第2条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により減免を受けたとき。
- (3) その他町長が減免が適当でないと判断したとき。

（適用除外）

第6条 七宗町過疎地域自立促進特別措置の施行に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成12年条例第41号）の適用を受けるものは、この要綱の規定は適用しない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

第1号様式（第3条関係）

七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税減免申請書

平成 年 月 日

七宗町長様

申請者 所在地

事業所名

印

代表者名

法人番号

電話番号

平成 年度固定資産税の減免を受けたいので、七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税の減免に関する要綱第3条の規定により申請します。

新設事業所名 及び所在地	
事業所の業種 及び主要品目	
新・増設に係る生産 設備の操業開始の日	平成 年 月 日
操業開始日の属する 事業年度又は年	自 平成 年 月 日 ~ 至 平成 年 月 日
添付書類	要綱第3条各号に定める書類 1 事業所全体の平面見取図 2 年次別整備計画書等 3 「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」等 4 その他（納税証明書・雇用者一覧表等）

1. 要件の判定

(1) 新・増設に係る生産設備の取得価額の合計額

生産設備	取得年月日	減価償却 開始年月日	取得価額	特別償却 の有無	備考
合計					

- (注) ① 生産設備の範囲は、所得税法施行令第6条及び法人税法施行令第13条第1号から第7号に掲げるものに限る。
- ② 生産設備のうち既存の工場設備等を他から移転し、若しくは譲り受けたものがある場合は、備考欄にその旨記入すること。

(2) 増加雇用者数

(単位：人)

	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
事業開始の日を含む事業年度又は年												
その前事業年度又は年												

- (注) ① 各月末日現在の雇用者数を記入すること。

- ② 順次採用の場合

採用前	人	採用後	人
差引増加	人	(うち町内採用者)	人

2. 免除額の算定

(1) 土 地

取 得 年月日	土 地 の 取得面積 (イ)	(イ) の 取得価額	(イ)のうち 工場用等建 物取得面積	年度		年度		年度		年度	
				評 価 額	減 免 税額						
合 計											

(2) 家 屋

家屋の用途、 木造、鉄筋 等の区分	取 得 年月日	減価償却 開 始 年 月 日	取 得 価 额	年度		年度		年度		年度	
				評 価 額	減 免 税額						
合 計											

(3) 償却資産

償 却 資 產 (機械、装置) の 名 称	取 得 年月日	減価償却 開 始 年 月 日	取 得 価 额	年度		年度		年度		年度	
				評 価 額	減 免 税額						
合 計											

(注) ① 事業年度が1月1日の前後にまたがり、かつ、資産の取得が1月1日の前後にまたがる場合は、第1年度分が異なることとなるので注意すること。

② 評価額、減免税額は記入しないでください。

第2号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

様

七宗町長

七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税減免承認（不承認）決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のありました平成 年度固定資産税の減免について、七宗町雇用創出に係る企業誘致の固定資産税の減免に関する要綱第4条の規定により次のとおり決定したので通知します。

承認（不承認）します

減 免 の 額	土 地	円
	建 物	円
	償却資産	円
新設事業所	名 称	
	住 所	
事業所の業種及び主要品目		
不承認の理由		

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（町長が被告の代表者となります）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。